

不使用による商標登録取消審判 Q & A

Q 1 : いわゆる包括表示の商品（例：第 25 類 被服）や役務に含まれる個別の商品（例：和服）や役務について、不使用取消審判の請求をすることは可能でしょうか。

A 1 : 可能です。

例えば、第 25 類「被服」に含まれる「和服」について、不使用取消審判の請求をすることが可能です。

また、いわゆる小売等役務であれば、例えば、第 35 類「電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に含まれる「家庭用電気マッサージ器の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」について、不使用取消審判の請求をすることが可能です。

Q 2 : 商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に係る拒絶理由通知において引用された登録商標との抵触関係を解消させるために、不使用取消審判を請求することを考えていますが、引用商標の指定商品は第 2 5 類「被服」であり、これと抵触する出願商標に係る指定商品は、第 2 5 類「レッグウォーマー」（類似群コード：1 7 A 0 4）となっています。

この場合には、第 2 5 類「レッグウォーマー」について不使用取消審判の請求をすれば、この商品が取り消された場合には、引用商標との抵触関係は解消されるのでしょうか。

A 2 : 第 2 5 類「レッグウォーマー」が取り消されただけでは、引用商標との抵触関係は解消しません。

これは、引用商標の指定商品中の第 2 5 類「被服」の中には、類似群コードとして 1 7 A 0 4 が付与される商品がほかに存在するためです。

このような場合には、第 2 5 類「レッグウォーマー」に加えて、類似商品・役務審査基準の類似群コードが 1 7 A 0 4 である商品として例示されている「アイマスク、エプロン、えり巻き、靴下、ゲートル、毛皮製ストール、ショール、スカーフ、足袋、足袋カバー、手袋、ネクタイ、ネックチーフ、バンダナ、保温用サポーター、マフラー、耳覆い」（類似群コード 1 7 A 0 4 の見出しとして四角カッコで囲われた、いわゆる短冊表示の商品）について不使用取消審判を請求して、これらの商品を取り消す必要があります。

このときに、類似群コードが 1 7 A 0 4 である商品を表そうとして、第 2 5 類「レッグウォーマー及びこれに類似する商品」のように記載することは、その商品（役務）の内容・範囲が不明確となりますので認められません（審判便覧 21—03.3）。

なお、上記で例示されている「アイマスク、エプロン…」は、「和服」のような包括的な概念による商品表示ではなく、個別具体的な商品を列挙した表示ですが、列挙された短冊表示の商品の全てについて取消を求めることで、類似群コードとして17A04が付与される商品全てについて、取消を求めているものとして扱われることとなります(上記例示のように、短冊表示に例示されていない「レッグウォーマー」のような指定商品が抵触している場合には、そうした商品についても記載し、取消しを求めてください)。

上記取扱いは、いわゆる小売等役務においても、同様となります。

※Q1及びQ2における商品の例示は、国際分類第11-2018版対応の類似商品・役務審査基準に基づくものです。

Q3：取消しを求める商品(役務)として、「〇〇及びこれに類似する商品(役務)」のように記載した場合には、どのような扱いになりますか。

A3：A2のとおり、「〇〇及びこれに類似する商品」という記載は、その商品(役務)の内容・範囲が不明確なものとして扱われます。

この場合には、方式調査の段階で、手続補正命令が行われます(商§56①、特§133①)。これに対して審判請求人は、①当該表示を要旨変更としない範囲で明確な表示にする、②不要な場合は当該表示を削除する、③当該表示の客観的明確性について釈明するといった対応を求められる(商§56①、特§134④)こととなります。

この手続補正命令に対し、上記①又は③の対応がとられた場合には、合議体は、当該表示の客観的明確性について実質的な判断を行い、必要に応じて、審判請求人に対し、審判長による審尋によって釈明を求めることがあります(審判便覧21-03.3)。

Q4：多区分の登録商標に対して、その一部の指定商品・指定役務について不使用取消審判を請求するときの「請求の趣旨」の記載方法と審判請求手数料を教えてください。

A4：「請求の趣旨」の欄には「商標法第50条第1項の規定により登録第〇〇〇〇〇〇号商標の指定商品・役務中「第nn類 ×××, ×××」、「第nn類 ×××, ×××」についての登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載してください。

なお、審判請求手数料は「15,000円+区分数×40,000円」となります。

Q 5：審判請求書の「請求の理由」に記載する「商標の構成」と「指定商品又は指定役務」に関して、本件標章が図形で、指定商品又は指定役務が膨大なときは、どのように記載したらよいですか。

A 5：不使用取消審判の請求書は書面による提出であるため、例えば、標章は商標公報等から、指定商品・指定役務は商標登録原簿から切り貼りすることにより表示してください。

Q 6：不使用取消審判を請求した後に、商標権者（又は使用権者）が使用していることが明らかな指定商品・指定役務も記載したことに気がきました。当該指定商品等にかかる請求の一部を取り下げることができますか。

A 6：不使用取消審判の請求は、事件ごとの取下げしかできません。（特 § 155 ③を準用していないため）。

Q 7：複数の指定商品・指定役務を対象とする不使用取消審判を請求されましたが、答弁書においてカタログ等を提出して使用の証明をしようと考えています。この際、取消審判の審理の対象となっている全ての指定商品又は指定役務の使用証明が必要ですか。

A 7：不使用取消審判の審理の対象となっている指定商品・指定役務については、被請求人（商標権者）はその指定商品等の一部でも使用の証明ができれば、たとえ使用していない指定商品等があっても取り消されることはありません。

Q 8：不使用取消審判の被請求人が通常使用権者による使用を証明する場合、通常使用権が登録されている必要がありますか。

A 8：通常使用権の登録は第三者対抗要件にすぎませんので、登録されている必要はありません。しかし、登録されていない場合には、通常使用権者であることを、他の方法（例えば、「使用契約書」等）により証明することが必要です。

Q 9：商標の不使用による取消審判が請求された場合の立証責任は審判の被請求人（商標権者）側にあり、被請求人（商標権者）が審判請求の登録前3年以内の使用の事実を証明しなければ商標の取消事由になるとのことでありますが、当該3年の間に権利移転がされ、前商標権者の使用の事実について現商標権者が証明する書類を入手できないときは、商標登録は取り消されてしまうのでしょうか。

A 9：不使用による取消審判においては、被請求人（商標権者）が前商標権者の使用に係る事実を含め、審判請求の登録前3年以内の使用事実の証明をする必要があります（商 § 50②）。権利を譲り受けても、それ以前の使用の事実自体が消滅することはないので、被請求人（商標権者）は、前商標

権者の使用も含めて、審判請求の登録前3年以内の使用の事実を証明することとなります。

したがって、審判請求の登録前3年以内において、前商標権者の使用の事実が立証できず、自身の使用の事実も立証できない場合には、商標登録は取り消されます。

Q10：商標権者が、不使用取消審判が請求されることを知り、取消を回避するために審判請求の登録前に登録商標を使用した場合、商標登録の取消しを回避できますか。

A10：商標権者、使用権者による登録商標の使用が、①審判請求前3月から審判請求の登録の日までの間におけるものであって、かつ、②審判請求されることあるいは審判請求されたことを商標権者、使用権者が知った後であることを請求人が証明したときには、当該使用はいわゆる「駆け込み使用」とされ、商標登録の取消しは回避できません（商§50③）。

Q11：商標法第50条第2項のただし書にある「その指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由がある」場合とは、どのような場合ですか。

A11：登録商標の使用をする予定の商品の生産の準備中に天災地変等によって工場等が損壊した結果、その使用ができなかったような場合、時限立法によって一定期間（三年以上）その商標の使用が禁止されたような場合が考えられます。

Q12：

<事件の経緯>

- ①Aが、B所有の登録商標Cに対して、不使用取消審判を請求した。
- ②AとBの間で、登録商標Cの譲渡交渉を行い、合意した。
- ③Aはこれより登録商標Cの移転登録申請及び不使用取消審判の取り下げを予定している。

<質問事項>

Aとしてはあらゆるリスク回避のために、登録商標Cの移転が商標原簿に登録された後に不使用取消審判を取下げを希望しています。ただ、その際に、移転が完了すると、請求人Aが自らを被請求人として不使用取消審判を請求している状態になります（請求人と被請求人とが同一人となります）。この場合、審判請求は却下になるのですか。また、請求人Aは審判の取下げをすることはできますか。

A12：審判請求の取下げは可能です。請求人と被請求人が同一人となった場合、合議体の判断により、審判請求の却下は行わず、審判請求を取り下げるよう依頼することがあります。